

○ デジタル庁  
法務省 令第 号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第十一条の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省法律省省令第二号）の一部を次のよう  
経済産業省

に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(利用者の真偽の確認の方法)

(利用者の真偽の確認の方法)

第五条 法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

第五条 [同上]

一 認証業務の利用の申込みをする者(以下「利用申込者」という。)に対し、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。)若しくは領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。)の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)がある委任状(利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの)の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。))を含む。)がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもののうちいずれか一以上の提示を求める方法

エ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する個人番号カード又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。))を含む。)がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもののうちいずれか一以上の提示を求める方法

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。))を含む。)がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもののうちいずれか一以上の提示を求める方法

[ロ〜ニ 略]

[ロ〜ニ 同上]

二 利用申込者が現に有している電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百十三号)以下「公的個人認証法」という。)第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法

二 利用申込者が現に有している電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法

三 利用申込者が現に有している番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法

[新設]

〔2 略〕

(その他の業務の方法)

第六条 法第六条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

〔一〕三 略〕

三の二 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものであること。

イ 当該利用者から現に有している電子証明書又は公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名が行われた情報が送信される場合であつて、当該利用者

となるための申込みの際に当該利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて送信するとき 当該電子署名により当該利用者の真偽の確認を行うこと。

ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号（認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であつて、容易に推測されないように作成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。

〔四〕十四 略〕

十五 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

〔イ〕一 略〕

ト 危機管理（認定認証業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損等の影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずることを含む。）に関する事項

〔十六〕十七 略〕

(調査の方法)

第七条 法第六条第二項の調査は、職員二人以上が申請者の営業所、事務所その他の事業場（以下「申請事業場」という。）において目視により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、調査の全部又は一部について、申請事業場以外の場所から、情報通信技術を利用する方法により、申請事業場における目視と同等の効果が得られると認められる場合には、当該調査の全部又は一部について、情報通信技術を利用する方法により調査を行うことができる。

(帳簿書類)

第十二条 法第十一条の主務省令で定める業務に関する帳簿書類は、次のとおりとする。

〔一〕二 略〕

三 認証事業者の組織管理に関する帳簿書類で次に掲げるもの

〔2 同上〕

(その他の業務の方法)

第六条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

三の二 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号（認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であつて、容易に推測されないように作成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。

〔新設〕

〔新設〕

〔四〕十四 同上〕

十五 〔同上〕

〔イ〕一 同上〕

ト 危機管理に関する事項

〔十六〕十七 同上〕

(調査の方法)

第七条 法第六条第二項の調査は、職員二人以上によつて行うものとする。

〔新設〕

(帳簿書類)

第十二条 〔同上〕

〔一〕二 同上〕

三 〔同上〕

<p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔第六条第十五号トの事項及びその変更に関する記録（同号トに規定する必要な措置に係るものに限る。）〕</p> <p>〔四 略〕</p> <p>2 前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る電子証明書の有効期間の満了日（利用の申込みに対する承諾をしない旨の決定をした場合においては、当該決定の日）から十年間保存しなければならない。</p> <p>〔3〕5 略〕</p>	<p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四 同上〕</p> <p>2 前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る電子証明書の有効期間の満了日から十年間保存しなければならない。</p> <p>〔3〕5 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第十五号トの改正規定及び第十二条第一項第三号にへを加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、令和八年一月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前にされた電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定又は同法第七条第一項の認定の更新の申請であつて、一部施行日において認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

- 3 一部施行日において現に電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定又は同法第七条第一項の認定の更新を受けている認証業務については、一部施行日から令和八年六月三十日までの間（当該期間内に、同項の認定の更新の申請をし、かつ、当該認定の更新を受けた場合には、当該認定の更新の日までの間）は、なお従前の例による。